

南河内地域水防災連絡協議会 規約改正（案）

新旧対照表

現行	改正案	改正理由
<p>(協議会) 第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。 (第2項～第6項まで略)</p> <p>(附 則) 附 則 この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成12年4月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成13年6月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成16年6月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年6月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年6月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月29日から施行する。</p>	<p>(協議会) 第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。 (第2項～第6項まで略)</p> <p>(付 則) 附 則 この規約は、平成 3年5月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成12年4月13日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成13年6月14日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成16年6月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年6月11日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年6月23日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月29日から施行する。 <u>附 則 この規約は、平成30年5月31日から施行する。</u></p>	

別表1 (第7条関係)	別表1 (第7条関係)	改正案	改正理由
<p>別表1 (第7条関係)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事</p> <p>豊田林市長</p> <p>河内長野市長</p> <p>松原市長</p> <p>羽曳野市長</p> <p>藤井寺市長</p> <p>大阪狭山市長</p> <p>太子町長</p> <p>河内町長</p> <p>千早赤阪村長</p> <p>堺市長</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府豊田林土木事務所長</p> <p>大阪府南部流域下水道事務所長</p> <p>大阪府河内農七緑の総合事務所長</p> <p>大阪府藤井寺保健所長</p> <p>大阪府豊田林保健所長</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長</p> <p>気象庁大阪管区気象台長</p> <p>(警察機関)</p> <p>大阪府羽曳野警察署長</p> <p>大阪府豊田林警察署長</p> <p>大阪府松原警察署長</p> <p>大阪府黒山警察署長</p> <p>大阪府河内長野警察署長</p> <p>(消防機関)</p> <p>堺市消防局消防長</p> <p>豊田林市消防本部消防長</p> <p>河内長野市消防本部消防長</p> <p>松原市消防本部消防長</p> <p>大阪狭山市消防本部消防長</p> <p>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長</p> <p>(占用事業者)</p> <p>大阪広域水道企業団南部水道事業所長</p> <p>関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括 (大阪東部)</p> <p>大阪力エ株式会社 運営事業部 南部運送部 長</p> <p>河内長野力エ株式会社 運営事業部 維持保安担当課長</p> <p>西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部災害対策担当課長</p> <p>(運輸事業者)</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 工務課長</p> <p>南海電鉄株式会社 工務課長</p> <p>近鉄八丁株式会社 松原営業所 所長</p> <p>南海八丁株式会社 河内長野営業所 所長</p> <p>金剛自動車株式会社 運輸部 次長</p>	<p>別表1 (第7条関係)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事</p> <p>豊田林市長</p> <p>河内長野市長</p> <p>松原市長</p> <p>羽曳野市長</p> <p>藤井寺市長</p> <p>大阪狭山市長</p> <p>太子町長</p> <p>河内町長</p> <p>千早赤阪村長</p> <p>堺市長</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府豊田林土木事務所長</p> <p>大阪府南部流域下水道事務所長</p> <p>大阪府河内農七緑の総合事務所長</p> <p>大阪府藤井寺保健所長</p> <p>大阪府豊田林保健所長</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長</p> <p>気象庁大阪管区気象台長</p> <p>(警察機関)</p> <p>大阪府羽曳野警察署長</p> <p>大阪府豊田林警察署長</p> <p>大阪府松原警察署長</p> <p>大阪府黒山警察署長</p> <p>大阪府河内長野警察署長</p> <p>(消防機関)</p> <p>堺市消防局消防長</p> <p>豊田林市消防本部消防長</p> <p>河内長野市消防本部消防長</p> <p>松原市消防本部消防長</p> <p>大阪狭山市消防本部消防長</p> <p>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長</p> <p>(占用事業者)</p> <p>大阪広域水道企業団南部水道事業所長</p> <p>関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括 (大阪東部)</p> <p>大阪力エ株式会社 運営事業部 南部運送部 長</p> <p>河内長野力エ株式会社 運営事業部 維持保安担当課長</p> <p>西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部災害対策担当課長</p> <p>(運輸事業者)</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 工務課長</p> <p>南海電鉄株式会社 工務課長</p> <p>近鉄八丁株式会社 松原営業所 所長</p> <p>南海八丁株式会社 河内長野営業所 所長</p> <p>金剛自動車株式会社 運輸部 次長</p>	<p>別表1 (第7条関係)</p> <p>(自治体)</p> <p>大阪府知事</p> <p>豊田林市長</p> <p>河内長野市長</p> <p>松原市長</p> <p>羽曳野市長</p> <p>藤井寺市長</p> <p>大阪狭山市長</p> <p>太子町長</p> <p>河内町長</p> <p>千早赤阪村長</p> <p>堺市長</p> <p>(自治体関係)</p> <p>大阪府豊田林土木事務所長</p> <p>大阪府南部流域下水道事務所長</p> <p>大阪府河内農七緑の総合事務所長</p> <p>大阪府藤井寺保健所長</p> <p>大阪府豊田林保健所長</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長</p> <p>気象庁大阪管区気象台長</p> <p>(警察機関)</p> <p>大阪府羽曳野警察署長</p> <p>大阪府豊田林警察署長</p> <p>大阪府松原警察署長</p> <p>大阪府黒山警察署長</p> <p>大阪府河内長野警察署長</p> <p>(消防機関)</p> <p>堺市消防局消防長</p> <p>豊田林市消防本部消防長</p> <p>河内長野市消防本部消防長</p> <p>松原市消防本部消防長</p> <p>大阪狭山市消防本部消防長</p> <p>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長</p> <p>(占用事業者)</p> <p>大阪広域水道企業団南部水道事業所長</p> <p>関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括 (大阪東部)</p> <p>大阪力エ株式会社 運営事業部 南部運送部 長</p> <p>河内長野力エ株式会社 運営事業部 維持保安担当課長</p> <p>西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部災害対策担当課長</p> <p>(運輸事業者)</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 工務課長</p> <p>南海電鉄株式会社 工務課長</p> <p>近鉄八丁株式会社 松原営業所 所長</p> <p>南海八丁株式会社 河内長野営業所 所長</p> <p>金剛自動車株式会社 運輸部 次長</p>	<p>改正理由</p> <p>・ 南河内地域の危機管理に 関する事務を所掌(追加)</p>

南河内地域水防災連絡協議会規約改正の概要

資料1-2

前回の規約改正の概要・変更点

これまでの目的

- 洪水に関する水防災の取組み

これまでの取組み

- 水防計画等の市等関係機関への周知
- 雨量・水位等の情報伝達
- 情報連絡システムの整備
- 水防体制、備蓄器材に関する情報交換
- 水防災に係る危機管理に関する情報交換



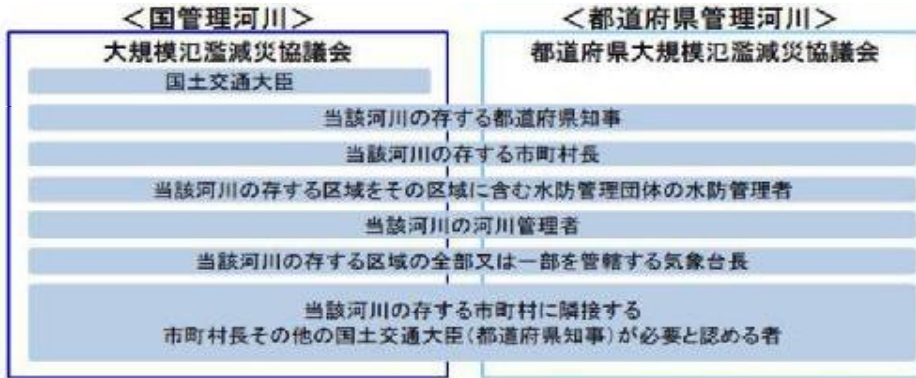
追加する目的

- ◆土砂災害
- ◆水防法第十五条の十に準じる協議会位置付け

追加する取組み

- ◆防災、減災対策の取組方針を定めるための協議・検討・共有
(5年間で達成目標の検討・共有)
- ◆防災、減災対策の取組方針等を検討する行政WGを組織する。

【協議会構成員について】



「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の实情に鑑みて決定。

- ・浸水が想定される近隣の市町村
- ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
- ・警察、消防、自衛隊
- ・地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

今回の規約改正の概要・変更点

協議会の構成員を追加

南河内地域の危機管理に関する事務を所掌する**南河内地域防災監**を本協議会の構成員に追加する。